

雇用保険法等の一部を改正する法律（抄）

（雇用保険法の一部改正）

第一条 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条の五」を「第三十七条の四」に改める。

第三条中「、能力開発事業及び雇用福祉事業」を「及び能力開発事業」に改める。

第六条第一号の二中「短時間労働者（「及び」をいう。第十三条第一項第一号において同じ。）」を削る。

第十条の四第二項中「又は職業紹介事業者等（「を「職業紹介事業者等（「に改め、「同じ。」の下に「又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）」を加え、「又は職業紹介事業者等」を「職業紹介事業者等又は指定教育訓練実施者に」に改める。

第十三条を次のように改める。

（基本手当の受給資格）

第十三条 基本手当は、被保険者が失業した場合において、離職の日以前二年間（当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかった被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）。第十七条第一項において「算定対象期間」という。）に、次条の規定による被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、この款の定めるところにより、支給する。

2 第二十三条第二項各号のいずれかに該当する者（前項の規定により基本手当の支給を受けることができない資格を有することとなる者を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「二年間」とあるのは「一年間」と、「二年に」とあるのは「一年に」と、「十二箇月」とあるのは「六箇月」とする。

第十四条第一項中「十四日」を「十一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項の」を「前項の」に、「前二項に」を「同項に」に改め、同項第一号中「前条第一項」の下に「（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項を同条第二項とする。

第十七条第一項中「（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）」及び「（当該最後の六箇月間に同条第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定により二分の一箇月として計算された被保険者期間が含まれるときは、当該二分の一箇月として計算された被保険者期間を一箇月として計算された被保険者期間とした場合における最後の六箇月間）」を削り、同条第二項中「（受給資格に係る離職の日において短時間労働被保険者であつた受給資格者に係るものを除く。）」を削る。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

第三十七条第一項中「（第三十五条第三項において読み替えて適用する場合を含む。第五十六条の二第一項第一号及び第三項第一号、第五十七条第一項及び第二項並びに第七十八条において同じ。）」及び「（第三十五条第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第五十六条の二第一項第一号及び第三項第一号並びに第五十七条第一項及び第二項において同じ。）」を削り、「第三十三条第三項の」を「同項の」に改める。

第三十七条の二第二項中「第十三条第二項及び」を削る。

第三十七条の三第一項中「次の各号に掲げる」を「当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかった」に、「当該各号に定める」を「当該理由により賃金の支払を受けることができなかった」に改め、同項各号を削る。

第三十七条の五を削る。

第三十八条第三項中「第十三条第二項及び第十四条（第三十五条第二項の規定により適用する場合を含む。）」を「第十四条」に改める。

第三十九条第一項中「次の各号に掲げる」を「当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかった」に、「当該各号に定める」を「当該理由により賃金の支払を受けることができなかった」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第十四条第三項第一号」を「第十四条第二項第一号」に改める。

第四十条第一項中「五十日」を「三十日」に改める。

第四十八条第四号を削る。

第五十六条第二項中「第十四条第三項第一号」を「第十四条第二項第一号」に改める。

第六十条の二第一項中「修了した場合」の下に「（当該教育訓練を行つた指定教育訓練実施者によりその旨の証明がされた場合に限る。）」を加え、同条第四項中「」の額」の下に「（当該教育訓練の受講のために支払つた費用の額であることについて当該教育訓練を行つた指定教育訓練実施者により証明がされたものに限る。）」を加える。

第六十一条の四第二項中「（第二項を除く。）」を削り、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

6 育児休業基本給付金の支給を受けたことがある者に対する第二十二条第三項の規定の適用については、同項中「とする。ただし、当該期間に」とあるのは、「とし、当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に育児休業基本給付金の支給に係る休業の期間があるときは、当該休業の期間を除いて算定した期間とする。ただし、当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に」とする。

第六十一条の七第二項中「（第二項を除く。）」を削り、同項後段を削る。

第六十二条第一項中「及び被保険者であつた者」を「被保険者であつた者及び被保険者になろうとする者」に改める。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条 削除

第六十五条中「前三条」を「第六十二条及び第六十三条」に改める。

第六十六条第一項中「及び雇用継続給付」の下に「（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。第三号において同じ。）」を加え、同条第三項第一号イ中「徴収法第十二条第五項又は第七項」を「同条第五項又は第八項」に、「（徴収法第十二条第一項第一号）」を「（同条第一項第一号）」に改め、同項第三号中「三事業率」を「二事業率」に改め、同条第四項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改め、同条第五項第一号口中「三事業率」を「二事業率」に改める。

第六十八条第二項中「三事業率」を「二事業率」に、「能力開発事業及び雇用福祉事業」を「及び能力開発事業」に改める。

第七十二条第一項中「第十三条第一項第二号」を「第十三条第一項」に、「第三十七条の三第一項第二号、第三十九条第一項第二号」を「第三十七条の三第一項、第三十九条第一項」に改める。

第七十六条第一項中「第六十条の二第一項に規定する者」を「第六十条の二第一項各号のいずれかに該当する者」に改め、同条第二項中「又は受給資格者等」を「受給資格者等」に改め、「職業紹介事業者

等」の下に「又は教育訓練給付対象者に対し第六十条の二第一項に規定する教育訓練を行う指定教育訓練実施者」を加える。

附則第三条後段を削る。

附則第七条を次のように改める。

(特例一時金に関する暫定措置)

第七条 第四十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「三十日」とあるのは、「四十日」とする。

附則に次の三条を加える。

(教育訓練給付金に関する暫定措置)

第八条 教育訓練給付対象者であつて、第六十条の二第一項第一号に規定する基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがないものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「三年」とあるのは、「一年」とする。

(育児休業者職場復帰給付金に関する暫定措置)

第九条 平成二十二年三月三十一日までの間に第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した被保険者に対する第六十一条の五第二項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、「百分の二十」とする。

(国庫負担に関する暫定措置)

第十条 国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担については、当分の間、

これらの規定にかかわらず、これらの規定による国庫の負担額の百分の五十五に相当する額を負担する。

2 国庫が前項に規定する額を負担する会計年度については、第六十六条第二項（第六十七条後段において読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合における第六十六条第六項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「附則第十条第一項」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下 略）

（雇用福祉事業の廃止に伴う経過措置）

第六条 政府は、平成十九年改正後雇用保険法第三条に規定するもののほか、平成十九年改正後雇用保険法の雇用保険事業として、平成十九年改正後雇用保険法第六十二条第一項に規定する被保険者等に関し、第一条の規定による改正前の雇用保険法（以下「平成十九年改正前雇用保険法」という。）第六十四条第一項の規定に基づき同項に規定する雇用福祉事業として行われていた事業のうち次の各号に掲げるもの（以下「暫定雇用福祉事業」という。）を、当該各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に掲げる期間、行うことができる。この場合における平成十九年改正後雇用保険法第三条、第六十五条及び第六十八条第二項

の規定の適用については、平成十九年改正後雇用保険法第三条中「能力開発事業」とあるのは「能力開発事業並びに雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第六条第一項に規定する暫定雇用福祉事業」と、平成十九年改正後雇用保険法第六十五条中「第六十三条」とあるのは「第六十条並びに雇用保険法等の一部を改正する法律附則第六条第一項」と、平成十九年改正後雇用保険法第六十八条第二項中「能力開発事業」とあるのは「能力開発事業並びに雇用保険法等の一部を改正する法律附則第六条第一項に規定する暫定雇用福祉事業」とする。

一 附則第一百七条の規定による改正前の介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十八条第一項第三号に該当する事業 施行日から平成二十二年三月三十一日までの間

二 附則第八十九条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第

三十三号）第九条第一項第二号及び第三号に掲げる事業 施行日から平成二十年三月三十一日までの間

三 附則第二百二条の規定による改正前の港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第三十一条第一項各号に該当する事業 施行日から平成二十年三月三十一日までの間

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事業 厚生労働省令で定める期間

2 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）並びにこれらに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる暫定雇用福祉事業の一部を独立行政法人雇用・能力開発機構及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に行わせるものとする。

（港湾労働法の一部改正）

第百二条 港湾労働法の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出し中「雇用福祉事業関係業務」を「雇用安定事業関係業務」に改め、同条第一項中「第六十四条の雇用福祉事業」を「第六十二条の雇用安定事業」に、「福祉の増進」を「雇用の安定」に改め、同条第二項及び第三項中「雇用福祉事業関係業務」を「雇用安定事業関係業務」に改める。

第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第四十条第一項第五号及び第四十二条（見出しを含む。）中「雇用福祉事業関係業務」を「雇用安定事業関係業務」に改める。

第百三条 港湾労働法の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「第六十八条、第六十九条ノ三若しくは第七十条第一項」を「第一百五十六条、第一百五十九条若しくは第一百六十条第一項」に改める。

(港湾労働法の一部改正に伴う経過措置)

第一百四条 厚生労働大臣は、附則第一百二条の規定による改正後の港湾労働法（以下「新港湾労働法」という。）第三十一条第一項各号に規定するもののほか、施行日から平成二十年三月三十一日までの間、この法律の施行の際現に港湾労働法第二十八条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けている者に、附則第六条第一項第三号に掲げる事業に係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

2 前項の場合における新港湾労働法第三十条第五号、第三十一条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第二項、第三十八条第一項、第三十九条から第四十二条まで、第五十条及び第五十一条第四号の規定の適用については、新港湾労働法第三十条第五号中「次条第一項」とあるのは「次条第一項及び雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第一百四条第一項」と、新港湾労働法第三十一条の見出し中「雇用安定事業関係業務」とあるのは「雇用安定事業関係業務及び暫定雇用福祉事業関係業務」と、同条第二項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務及び雇用保険法等の

一部を改正する法律附則第四百四条第一項に規定する業務」と、「雇用安定事業関係業務」とあるのは「雇用安定事業関係業務及び暫定雇用福祉事業関係業務」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第一項及び雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四百四条第一項」と、「雇用安定事業関係業務」とあるのは「雇用安定事業関係業務及び暫定雇用福祉事業関係業務」と、新港湾労働法第三十二条、第三十三条、第三十五条及び第三十六条中「雇用安定事業関係業務」とあるのは「雇用安定事業関係業務及び暫定雇用福祉事業関係業務」と、新港湾労働法第三十七条第二項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十条第一項中「第三十条」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四百四条第二項の規定により読み替えられた第三十条」と、同項第五号中「第三十二条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四百四条第二項の規定により読み替えられた第三十二条第一項」と、「雇用安定事業関係業務」とあるのは「雇用安定事業関係業務及び暫定雇用福祉事業関係業務」と、同条第二項中「前項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四百四条第二項の規定により読み替えられた前項」と、「第三十条」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第三十条」と、新港湾労働法第四十一条中「前条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第四百四条第二項の規定により読み替

えられた前条第一項」と、新港湾労働法第四十二条の見出し中「雇用安定事業関係業務」とあるのは「雇用安定事業関係業務及び暫定雇用福祉事業関係業務」と、同条第一項中「第四十条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第百四条第二項の規定により読み替えられた第四十条第一項」と、「雇用安定事業関係業務」とあるのは「雇用安定事業関係業務及び暫定雇用福祉事業関係業務」と、同条第二項中「前項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第百四条第二項の規定により読み替えられた前項」と、「雇用安定事業関係業務」とあるのは「雇用安定事業関係業務及び暫定雇用福祉事業関係業務」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第百四条第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「雇用安定事業関係業務」とあるのは「雇用安定事業関係業務及び暫定雇用福祉事業関係業務」と、新港湾労働法第五十条中「第三十九条」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第百四条第二項の規定により読み替えられた第三十九条」と、新港湾労働法第五十一条第四号中「第三十八条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第百四条第二項の規定により読み替えられた第三十八条第一項」とする。